

川越市青少年団体自主活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、実践的な青少年活動を行う団体（以下「青少年団体」という。）の自主活動を振興し、もって青少年の健全育成を図るため、当該青少年団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金の交付手続きに関する規則（昭和54年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる青少年団体は、次の要件を満たす川越市青少年団体連絡協議会に所属する団体とする。

- (1) 主として30歳未満の会員により構成された団体であること。
- (2) 社会奉仕活動を行う等、青少年の社会参加を実践していることが認められる団体であること。
- (3) 青少年の健全育成を図る営利を目的としない団体であること。
- (4) 政治的又は宗教的な主義又は主張に偏しない活動を行っている団体であること。

2 前項の規定にかかわらず、川越市青少年相談員協議会は、補助の対象としない。

(補助対象事業及び経費)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費は、別表のとおりとする。

(補助額)

第4条 補助事業に対する補助額は、補助の対象となる経費の2分の1以内で、青少年団体の会員数、活動内容等を審査したうえで、市長が定める額とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書には、青少年団体自主活動事業計画書（様式第2号）及

び青少年団体自主活動事業予算書（様式第3号）を添付しなければならない。

3 規則第4条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を記載した書面は、添付することを要しない。

4 第1項の申請書の提出期限は、市長が指定する日とする。

（交付決定通知書の様式）

第6条 規則第7条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

（状況報告）

第7条 補助金の交付を受けた青少年団体は、市長の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

（報告書の様式等）

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の報告書には、青少年団体自主活動事業成果報告書（様式第6号）及び青少年団体自主活動事業決算書（様式第7号）を添付しなければならない。

3 第1項の報告書の提出期限は、当該補助事業の翌会計年度の市長が指定する日とする。

（確定通知書）

第9条 規則第14条第1項の規定により補助金の額を確定し、通知するときは、様式第8号によるものとする。

（書類の整備）

第10条 補助金の交付を受けた青少年団体は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠種類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の良く会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年3月19日から施行する。

- 2 平成13年度の補助金に係る実績報告書及び確定通知については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

補 助 事 業	経 費
青少年に対する地域環境を改善する事業 研修会、学習会等の企画・運営に関する事業 広報紙の作成等、青少年活動を啓発する事業 青少年健全育成に関する事業と市長が認めるもの	報償費、旅費、消耗品費、 食糧費、印刷製本費、通信 運搬費、保険料、使用料、 賃借料、備品購入費、負担 金